沖縄防衛局国民保護対策本部設置運営要領を次のように定める。 平成19年11月8日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局国民保護対策本部設置運営要領

改正 令和6年4月1日沖縄防衛局達第3号

第1 設置

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する 法律(平成15年法律第79号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、 政府に武力攻撃事態等対策本部が設置された場合には、直ちに沖縄防衛局(以下「局」 という。)に沖縄防衛局長(以下「局長」という。)を長とする沖縄防衛局国民保護対 策本部(以下「局対策本部」という。)を設置する。

- 当直員は、この当直規則に定めるところにより次に掲げる業務の処理に当たるものとする。
 - (1) 沖縄防衛局の所掌事務に関する電話等による情報の処理に関すること。
 - (2) 沖縄防衛局の所掌事務に関し緊急を要する業務の処理に関すること。

第2 運営

局対策本部は次に掲げる業務を行う。

- (1) 国民保護措置(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号)第2条第3項の国民の保護のための措置をいう。以 下同じ。)の実施に関する局の総括及び総合調整
- (2) 防衛省本省、管轄区域内の指定地方行政機関、県、市町村、指定地方公共機関 等との情報交換及び連絡調整
- (3) 防衛省本省、管轄区域内の指定地方行政機関、県、市町村、指定地方公共機関 等から収集した情報の各部課等への提供
- (4) 各部課等、管轄区域内の指定地方行政機関、県、市町村、指定地方公共機関等から収集した情報の防衛省本省への提供
- (5) 各部課等及び防衛省本省からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
- (6) 国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
- (7) その他国民保護措置の実施に関し必要な業務

第3 組織等

- 1 局対策本部は局長が主宰するものとし、その構成員は次に掲げる者をもって充てる。
- (1)次長
- (2)総務部長
- (3)企画部長

- (4)調達部長
- (5)管理部長
- (6) 労務管理官
- (7)企画部次長
- (8)調達部次長
- (9)管理部次長
- (10)地方協力確保課長
- 2 局長は、必要と認めるときは、各部主務課長その他前項各号に掲げる者以外の関係のある職員を局対策本部に出席させるものとする。
- 3 局対策本部の庶務は、各部課等の協力を得て、企画部地方協力確保課(事務局)において処理する。

第4 職務の代行

- 1 局長がその職務を行い得ないときは、次長が局長の職務を代行する。
- 2 次長がその職務を代行し得ないときは、総務部長、企画部長、調達部長、管理部長の順でその職務を代行する。

第5 その他

法第26条第1項の規定に基づき、政府に緊急対処事態対策本部が設置された場合における沖縄防衛局の対策本部については、この要領の例によるものとする。この場合において、この要領中、「武力攻撃事態等対策本部」とあるのは「緊急対処事態対策本部」と、「沖縄防衛局国民保護対策本部」とあるのは「沖縄防衛局緊急対処事態対策本部」と、「国民保護措置(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第3項の国民の保護のための措置をいう。以下同じ。)」とあるのは「緊急対処保護措置(法第25条第3項第2号の措置をいう。以下同じ。)」と、「国民保護措置」とあるのは「緊急対処保護措置」と読み替えるものとする。

附則

- この要領は、平成19年11月8日から施行し、同年10月5日から適用する。 附 則(令和6年4月1日沖縄防衛局達第3号)
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。